

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・液化石油ガス販売事業者の認定	消 防 保 安 室
・鳥獣保護区の存続期間の更新（16件）	自 然 環 境 課
・鳥獣保護区域内の特別保護地区の指定（2件）	〃
・畜舎建築利用計画の認定	畜 産 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・海岸保全区域の指定	港 湾 課
・一般競争入札の参加者の資格等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公 告	
・大規模小売店の廃止の届出	経 営 支 援 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・県営土地改良事業変更計画の決定	〃
・測量の実施	建 設 企 画 課
・落札者等	物 品 管 理 室
・一般競争入札の実施	警 察 本 部 会 計 課
・落札者等	〃
◎ 公安委員会告示	
・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	運 転 免 許 管 理 課

告 示

長崎県告示第646号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第88条第2項第1号の規定に基づき公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 事業者の名称、所在地及び代表者の氏名
島原Gエナジー株式会社
島原市高島2丁目7192
代表取締役社長 櫻井明秀
- 2 認定年月日及び認定番号
令和5年10月17日
第5号
- 3 認定種別
第1号認定

長崎県告示第647号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

崎戸西部諸島鳥獣保護区

2 区域

長崎県西海市崎戸町平島、江ノ島及び大立島の各島一円

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、自然林が多く残されていることから、国指定天然記念物であるカラスバトが高密度で生息し、また、五島列島と県本土部との間に飛び石状に位置する島々であることから、渡り鳥の中継地としての役割も果たしている。特に渡りの季節には、これらの島々に沿って五島列島方面へ飛び去るツバメ等の渡りの群れが見られる。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第648号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

南串中学校愛護林鳥獣保護区

2 区域

長崎県雲仙市南串山町字日切床所在、市道塚ノ山中ノ場線と日切床農道との交点を起点とし、同所から同農道を西に進み、日切辻海岸線に至る小径との交点に至り、同所から同小径を南西に進み、同海岸線に至り、同所から同海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、海岸線について同じ。）の日切辻、中ノ場、国崎札場及び国崎北を北西に進み、住吉鼻海岸線を右に迂回し、更に国崎鼻及び三ツ瀬海岸線を南東に進み、市道塚ノ山中ノ場線が海岸に接する地点に至り、同所から同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保し、鳥獣保護思想の普及啓発等を図るため、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第649号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

国見中学校愛護林鳥獣保護区

2 区域

長崎県雲仙市国見町向町所在、西田川と県道雲仙神代線との交点に架設された松田橋右岸の地点を起点とし、同所から同川右岸（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、神代川左岸、みのつる川左岸についても同じ。）を東に進み、同川と神代川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東に進み、同川とみのつる川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南に進み、市道旧県道線との交点にある土井の上橋左岸に至り、同所から同市道を西に進み、同市道と県道雲仙神代線との交点に至り、同所から同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保し、鳥獣保護思想の普及啓発等を図るため、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第650号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

戸ノ隅鳥獣保護区

2 区域

長崎県南島原市西有家町戸ノ隅所在、林道戸ノ隅線が福義丸採石場北西側上方で急カーブする地点を起点とし、同所から島原半島県立公園戸ノ隅公園の境界線を南西から南東に迂回し、更に南西に進み、農道高貝野樹園地線との交点に至り、同所から同農道を北西から南西に迂回し、林道戸ノ隅との交点に至り、同所から同林道を北東に進み、里道戸石川線との交点に至り、同所から同里道を北東から北西に迂回し、里道戸ノ隅線との交点に至り、同所から同里道を北東に進み、里道落之上線との交点に至り、同所から同里道を北東へ進み、林道落之上線への連絡道路との交点に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、野生鳥獣の生息密度が高いことから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第651号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

布津中学校愛護林鳥獣保護区

2 区域

長崎県南島原市布津町中通所在、一般国道251号線と市道雲仙線との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み、湯田川との交点に至り、同所から同川の左岸を西に進み、市道中田・木場分校線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、市道野田・植松線との交点に至り、同所から同市道を北に進み、市道雲仙線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保し、鳥獣保護思想の普及啓発等を図るため、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに

に、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第652号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

鳥帽子岳鳥獣保護区

2 区域

長崎県佐世保市田代町所在、市道鳥帽子岳線と林道田代線との接点を起点とし、同所から同市道を東から南東に迂回して進み、市道下宇戸満場線との接点に至り、同所から同市道を東に進み、農道満場5号線との接点に至り、同所から同農道を南に進み、大谷溜池の南側を通り、市有林と私有林の境界の小径との交点に至り、同所から同小径を南東から南西に迂回して進み、防火線との交点に至り、同所から同防火線を南西に進み、北双木溜池の南東側及び重池、親子池の東側を通り、堤防小径との交点に至り、同所から同小径を西に進み、日宇に通ずる小径との交点に至り、同所から同小径を南西に進み、林道木場満場線との交点に至り、同所から同林道を西に進み、市道鳥帽子木風町線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、白南風町から鳥帽子岳に至る登山道路との交点に至り、同所から同登山道路を南西に進み、小佐世保町に至る小径との交点に至り、同所から同小径を西から北に迂回して進み、小佐世保川との交点に至り、同所から林道田代線に通ずる小径を北西に進み、同林道との交点に至り、同所から同林道を北から北東に迂回して進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、佐世保市の中央に位置する鳥帽子岳を中心とした区域で、多数の野鳥が生息し、アカハラダカやナベヅルの渡りのコースでもあり、西海国立公園の一部として市民憩いの場として利用されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第653号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

佐世保市霊園鳥獣保護区

2 区域

長崎県佐世保市大湊町所在、市道大崎線と高島真珠相浦工場に至る私道との交点を起点とし、同所から同市

道を南西に進み、自衛隊敷地境界との交点に至り、同所から同境界を南に進み、自衛隊高岳射撃場の南側の海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、海岸線について同じ。）との交点に至り、同所から同海岸線を南西に進み、大崎鼻に至り、同所から海岸線を北東に進み、トウジン崎に至り、更にトウジン崎からナカバエ、コレラバナ、タノウラバナ、エダテバナをそれぞれ直線で結ぶ線を通り、エダテバナに至り、同所から高島真珠相浦工場に至る私道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、区域中央の江楯池周辺にコサギ、アオサギ、ゴイサギ等の集団営巣地が存在し、また、秋期には同池にマガモやヒドリガモ、オナガガモ等多数のカモ類が渡来し、これらが身近に観察できるため、市民の野鳥とのふれあいの場として利用されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第654号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

礫岩鳥獣保護区

2 区域

長崎県平戸市早福町に所在する大早福の海岸（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下海岸線について同じ。）と、同市大佐志町宇津和ノ浦334-1に隣接する水路の下流との接点を起点とし、同所から海岸線を北東に進み、海岸線と県有地の境界との接点に至り、同所から尾根伝いに南西に進み、105林班界と県有地の境界との交点に至り、同所から県有地の境界を北西に進み、宇津和ノ浦334-1に隣接する水路の上流に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、平戸南西部に聳える岩山である礫岩を中心とした山域である。一帯は景観的に優れていることから西海国立公園の特別保護地区及び特別地域に指定され、開発行為に対し厳しい規制が設けられている。また、野鳥の生息数も多い。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

- ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第655号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 名称
美良島・倉島・平島鳥獣保護区
- 2 区域
長崎県北松浦郡小値賀町美良島、倉島及び平島の各島一円の区域
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的
当該区域は、美良島・倉島・平島の三つの島から構成され、国指定天然記念物であるカラスバトの生息密度が高く、オオミズナギドリの繁殖地でもある。
このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
 - (3) 鳥獣保護区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係町、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 釣り客等による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、関係町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第656号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 名称
藪路木島鳥獣保護区
- 2 区域
長崎県北松浦郡小値賀町藪路木島一円の区域
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、五島列島北部に位置する小値賀島本島の属島にあたる。島内には、国指定天然記念物のカラサトをはじめとして、県本土ではなかなか姿を確認できないハヤブサやミサゴの猛禽類も生息する。また、東シナ海を通過する渡り鳥の休息地としての役割も果たしている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係町、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 釣り客等による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、関係町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第657号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

竹ノ子島諸島鳥獣保護区

2 区域

長崎県五島市平蔵町多々良島、屋根尾島、竹ノ子島、庖丁島及び中ノ小島の各島一円

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、福江島の北東部に点在する無人島で自然度が高く、また、西海国立公園の第1種及び第2種特別地域に指定されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 釣り客等による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第658号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

蝶螺島鳥獣保護区

- 2 区域
長崎県五島市蠓螺島一円の区域
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的
全域が西海国立公園第2種特別地域に指定されている本島は、鳥獣の餌が豊富で生息に良好な環境を有しており、国指定天然記念物のカラスバトの生息も推測される。
このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
 - (3) 鳥獣保護区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 釣り客等による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第659号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 名称
祝言島鳥獣保護区
- 2 区域
長崎県南松浦郡新上五島町祝言島一円の区域
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的
本島は、全島が自然林で被われ鳥類の生息に良好な環境を有しており、国指定天然記念物のカラスバトも生息している。
このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
 - (3) 鳥獣保護区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係町、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 釣り客等による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、関係町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第660号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第

7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

箱崎小学校愛護林鳥獣保護区

2 区域

長崎県壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触所在、市道釘ノ尾諸津線と主要地方道勝本石田線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北西に進み、市道第一須行砂線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、県営芦辺北部地区圃場整備事業用排水路との交点に至り、同所から同用排水路に沿って東に進み、市道犬五郎坂線との交点に至り、同所から同市道を南東から南に迂回して進み、市道釘ノ尾諸津線との交点に至り、同所から同市道を南西から西に迂回して進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保し、鳥獣保護思想の普及啓発等を図るため、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第661号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

初山小学校愛護林鳥獣保護区

2 区域

長崎県壱岐市郷ノ浦町初山西触所在、市道中小場線と市道初山中央線との交点を起点とし、同所から市道初山中央線を南西に進み、初山郵便局前を経て、更に、同市道を北西から北東に迂回して、郷ノ浦町初山西触所在船川宅に通じる私道との交点に至り、同所から同私道を東に進み、船川溜池前の里道との交点に至り、同里道を北西から北東に迂回して、石原溜池の北東側を経て市道中小場線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保し、鳥獣保護思想の普及啓発等を図るため、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第662号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

舟志川鳥獣保護区

2 区域

長崎県対馬市上対馬町大字琴所在、主要地方道上対馬豊玉線と市道堂坂線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北西に進み、市道五根緒線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、市道堂坂線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、堂坂を経て起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、国内希少野生動植物種であるツシマヤマネコをはじめ、国指定天然記念物のツシマテンが生息し、数多くの種類の鳥類も生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第663号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、礫岩鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

礫岩特別保護地区

2 区域

長崎県平戸市大佐志町に所在する宇津和ノ浦の沢界と等高線界（150m）の交点を起点として、同所から沢界を南西に進み、沢界と105林班界との交点に至り、同所から105林班界を南西に進み、105林班界と県有地の境界との交点に至り、同所から沢界を北西に進み、沢界と等高線界（150m）との交点に至り、同所から等高線界

- (150m)を北西に迂回して起点に至る線に囲まれた区域
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和25年10月31日まで(20年間)
 - 4 特別保護地区の保護に関する指針
 - (1) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的
当該区域は、平戸南西部に聳える岩山で、直立する岩壁からなり、景観的に優れていることから西海国立公園の特別保護地区に指定され、開発行為に関して厳しい規制が設けられている。
当該区域は、鳥獣の生息環境として良好なシイ・カシ林、イワシデ群落からなる樹林が広がり、ミサゴ、イソヒヨドリ等の鳥類の生息・繁殖にとって重要な区域となっている。
以上のとおり、当該区域は、鳥類の良好な生息地として礫岩鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥類の保護及びその生息地の保護を図るものである。
 - (3) 特別保護地区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第664号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、美良島・倉島・平島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 名称
美良島・倉島特別保護地区
- 2 区域
長崎県北松浦郡小値賀町美良島、倉島各島一円の区域
- 3 存続期間
令和5年11月1日から令和25年10月31日まで(20年間)
- 4 特別保護地区の保護に関する指針
 - (1) 特別保護地区の指定区分
集団渡来地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的
当該区域は、小値賀島から西南西約15kmに位置する美良島と、小値賀島から西約12kmに位置する倉島の2つの無人島から構成され、特徴的な植生景観を保全対象として西海国立公園の第1種特別地域に指定され、開発行為に関して厳しい規制が設けられている。
当該区域は、急峻な壁面や断崖からなり、中腹から頂上にかけて常緑広葉樹が繁茂し、東シナ海を通過する渡り鳥の中継地となっている。
人間活動による影響が少なく、国指定天然記念物であるカラスバトの生息密度が高く、オオミズナギドリ of 繁殖地でもある。
以上のとおり、当該区域は、渡り鳥の良好な渡来地として美良島・倉島・平島鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護及びその生息地の保護を図るものである。
 - (3) 特別保護地区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖

状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係町、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 釣り客等による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、関係町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第665号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項の規定により畜舎建築利用計画を認定したので、同条第6項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第71条第3項の規定により、下記の事項を公表する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 認定計画実施者の氏名
有限会社 草野ファーム 代表取締役 草野 俊郎
2. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
5 畜第626号
令和5年10月3日
3. 認定に係る畜舎等の工事施工地
長崎県五島市富江町田尾1508
4. 認定に係る畜舎等の種類
飼養施設（豚舎）

長崎県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 獅子津吉線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市神ノ川町字切り立16番1地先から 平戸市神ノ川町字切り立47番3地先まで	前	6.1~25.9	116.4	
	後	6.1~66.9	116.4	

長崎県告示第667号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

関係図面は、長崎県土木部港湾課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

沿岸名	漁港名 港湾名 海岸名	地 区 海岸名 島 名	地 先 海岸名 島 名	指 定 区 域
松浦	大塔港	大塔	大塔	次の基点1から基点4まで順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点4まで順次直線で結んだ線及び基点4と

				補助点4を結んだ線により囲まれた区域
				基準点 平戸市田平町以善免字崎大トウ24番に隣接する防波堤に設置された金属錕（北緯33度19分13.74秒、東経129度34分5.50秒）
				陸域の表示
	基点1	基準点から	318度52分28秒	132.14mの地点
	基点2	基点1から	96度40分07秒	109.20mの地点
	基点3	基点2から	148度55分32秒	88.97mの地点
	基点4	基点3から	199度54分52秒	152.43mの地点
				水域の表示
	補助点1	基点1から	186度40分07秒	72.00mの地点
	補助点2	基点2から	212度47分49秒	80.20mの地点
	補助点3	基点3から	264度25分12秒	79.77mの地点
	補助点4	基点4から	289度54分52秒	72.00mの地点

長崎県告示第668号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

運転者管理業務端末等の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年11月21日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
 - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
 - サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕095-895-2884
 - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
- 競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を含む場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイフルサン木鉢店
長崎県長崎市木鉢町2丁目127番地1号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ジョイフルサンアルファ
長崎県長崎市江川町232番地
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,226平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
900平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和5年9月27日
- 6 変更する理由
会社方針による店舗面積の縮小
- 7 届出年月日
令和5年9月26日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、芦辺北部土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
辻 川 弘 子	壱岐市芦辺町箱崎本村触317番地1	末 永 榮 幸	壱岐市芦辺町箱崎本村触938番地2
山 本 尚 次	壱岐市芦辺町箱崎江角触1348番地	富 田 英 司	壱岐市芦辺町箱崎中山触2158番地
久 原 美佐男	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触940番地	中 村 久 文	壱岐市芦辺町箱崎谷江触1051番地
吉 富 利 英	壱岐市芦辺町箱崎谷江触1115番地	米 倉 勇 次	壱岐市芦辺町箱崎大左右触1194番地
中 尾 福 寿	壱岐市芦辺町箱崎中山触2375番地	榊 崎 文 雄	壱岐市芦辺町国分川迎触401番地
野 元 正 祐	壱岐市芦辺町国分当田触184番地	松 島 康 博	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触213番地
寺 田 吉 宏	壱岐市芦辺町国分東触12番地	江 川 常 博	壱岐市芦辺町箱崎江角触1691番地

米 倉 勇 次	苓崎市芦辺町箱崎大左右触1194番地	永 田 千 憲	苓崎市芦辺町中野郷仲触1008番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
川 原 裕 喜	苓崎市芦辺町箱崎中山触235番地 1	川 原 裕 喜	苓崎市芦辺町箱崎中山触235番地 1
山 口 信 幸	苓崎市芦辺町深江鶴亀触36番地	山 口 信 幸	苓崎市芦辺町深江鶴亀触36番地

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、宮長地区県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）（農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称
宮長地区県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）
（農業用排水施設工）
- 縦覧期間
令和5年10月27日から令和5年11月16日まで
- 縦覧場所
平 日：佐世保市役所 農林水産部 農林整備課
川棚町役場 産業振興課
土日祝日：佐世保市役所守衛室（北口管理人室）
川棚町役場庁務員室

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量、GNSS水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市西彼町平原郷、鳥加郷	令和5年11月1日から 令和6年2月28日まで

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 物品名及び数量

- ① 5入札第71号 アクセスポイント（長崎・西海・五島地区） 1式
- ② 5入札第72号 アクセスポイント（県央・島原地区） 1式
- ③ 5入札第73号 アクセスポイント（県北・壱岐・対馬地区） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年10月18日
- 6 落札者
 - ① 長崎市家野町5-19
（有）西九州メディア 代表取締役 森田 記祥
 - ② 長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ（株） 代表取締役 瀧口 晴樹
 - ③ 長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ（株） 代表取締役 瀧口 晴樹
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ① 20,845,000円
 - ② 42,899,670円
 - ③ 48,033,700円
- 8 入札公告日
令和5年9月8日
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
運転者管理業務端末等の賃貸借及び保守
運転者管理業務端末等 1式
※詳細は入札説明書による
 - (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
令和7年1月1日から令和13年12月31日まで
 - (4) 設置場所
長崎県警察運転免許管理課外
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当

- しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和5年長崎県告示第668号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札期日現在で有している者であること。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095-895-2884
（提出期限）令和5年11月21日（火）17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
（名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）
（電話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
（期 間）この公告の日から令和5年12月8日（金）までの間（県の休日を除く。）
（場 所）4の部局等とする。
（その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
（場所）長崎県警察本部3階入札室
（期日）令和5年12月14日（木）13時30分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
（受領期限）令和5年12月13日（水）17時00分必着
（提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場

合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:

Driver management business terminal, etc. 1 formula

(2) lease period:

January 1, 2025 through December 31, 2031

- (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Driver's License Management Division, etc.
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date):
5:00 p.m. December 13, 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. December 14, 2023
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ① 放置駐車違反管理及び処理システムの賃貸借及び保守 1式
 - ② 車両メンテナンス業務委託 1式
 - ③ ヘリコプターテレビシステム地上設備の賃貸借及び保守 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
電話 095-820-0110
- 3 調達方法
 - ① 賃貸借
 - ② 委託
 - ③ 賃貸借
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
 - ① 令和5年8月29日
 - ② 令和5年9月13日
 - ③ 令和5年10月11日
- 6 落札者
 - ① 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
株式会社J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一
 - ② 長崎市万才町3-5
住友三井オートサービス株式会社長崎支店 支店長 山本 泰正
 - ③ 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号
N T T ・ T C リース株式会社九州支店 支店長 池田 拡光
- 7 落札価格
 - ① 190,950,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
 - ② 168,362,400円（消費税及び地方消費税を含まない。）
 - ③ 336,120,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 8 入札公告日
 - ① 令和5年7月7日
 - ② 令和5年7月28日
 - ③ 令和5年8月22日

9 落札方式
最低価格

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第45号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定に基づき、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

令和5年10月27日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）
- (2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

2 受審資格

- (1) 技能検定員審査
法第99条の2第4項第2号に規定する者
- (2) 教習指導員審査
法第99条の3第4項第2号に規定する者

3 審査の実施日時

令和5年11月28日（火）から同年12月1日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

- 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）並びに教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
- 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）
- 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）
- 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）
- 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

ウ 規則第17条に規定する審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

- (ア) 大型免許・中型免許・準中型免許 23,400円
- (イ) 普通免許 19,500円
- (ウ) 第二種免許 21,500円
- (エ) その他の免許 14,700円

イ 教習指導員

- (ア) 大型免許・中型免許・準中型免許 14,550円
- (イ) 普通免許 11,850円
- (ウ) 第二種免許 12,450円
- (エ) その他の免許 9,650円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示の日から令和5年11月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 その他

(1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。ただし、大型特殊自動車、^{けん}牽引自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車のAT車を除く。

(2) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

区 分 種 類	免 種	審 査 細 目
技 能 検 定 員	第 一 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識

教 習 指 導 員	種	(1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田宏
弥ト